



松本労基協

2026.1.1 vol. **87** 一般社団法人 松本労働基準協会 松本市大字島内3427-51 電話 0263-40-3600

だより

令和8年年間標語

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔

令和7年年末年始無災害運動スローガン

「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進



足元よく見て 転倒防止

冬季労働災害防止運動実施中

(令和7年12月～令和8年3月)

期間中における **3**つのポイント

- ① 転倒災害の防止 (例: 凍結防止、滑りにくい靴)
- ② 交通事故の防止 (例: 冬用タイヤの早め装着・磨耗の点検)
- ③ 除雪時等の災害防止 (例: 屋根上での墜落制止用器具の使用)

一般社団法人 松本労働基準協会



無事に帰すそして無事に帰る
第14次労働災害防止推進計画

厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署

謹んで新年の
お慶びを申し上げます

本年もご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます

(一社) 松本労働基準協会 役職員一同

目次

年頭のご挨拶	2
理事会・4部会合同会議・合同情報交換会開催	3
労務管理研修会開催のご案内	3

松本労働基準監督署から	4-7
令和7年度 年末年始安全衛生パトロール実施	8
設立70周年記念パンフレット発行について	8

年頭のご挨拶



(一社) 松本労働基準協会

会長

清水 是昭

謹んで新春のお祝いを申し上げます。旧年中は当協会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、2,500万人が訪れた大阪・関西万博の開催や、メジャーリーグでの日本人選手の活躍など明るい話題もありましたが、一方では、米価をはじめとする物価の高騰が私たちの生活を直撃したほか、記録的な猛暑や熊による人身被害が相次ぐなど、更なる気候変動の影響が懸念される1年となりました。

また昨年は、当協会にとって設立70周年という記念すべき年となりました。これも一重に、会員事業場の皆様や松本労働基準監督署をはじめとする関係各位からのご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

新しい年がスタートしましたが、私たちの働き方は今後更に多様化することが想定されます。昨年10月に発足した高市政権が示した新たな総合経済対策では、責任ある積極財政の考え方の下、物価高への対応などの生活の安全保障や成長投資による強い経済の実現等の政策が示されましたが、このような情勢下においても、新しい働き方を守り、すべての働く人に最低限の保護を保証されることが求められます。政府においては多様な働き方への対応として、労働時間と休息の厳格化、休日・休暇ルールの明確化、副業・兼業時の労働時間・割増賃金の見直しなどを検討しているということですが、企業にとっては、限られた時間でどのように成果を出し、生産性の向上につなげられるかが問われることになりそうです。

一方、松本地域の労働災害の状況に目を向けますと、松本労働基準監督署管内で昨年1月から11月末までに発生した労災事故は353件と一昨年同期の307件に比べ大幅に増える結果となりました。全業種で労災が増加しており、特に30歳未満の若年労働者の負傷が一昨年に比べ2倍以上に増えているということで、安全作業の再確認や安全教育の徹底などの職場の環境改善が改めて求められています。

私ども協会といたしましては、70年の長きにわたり、「職場の安全を守る」という旗じるしの下、多くの先輩が集い、連綿と受け継いできた真摯な思いを無駄にすることのないよう、更に労災被災者の減少に努めてまいりたいと考えております。

本年が、会員の皆様にとりまして、明るい未来へ向けた飛躍の年となることをご祈願申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



松本労働基準監督署

署長

西尾 裕一郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中、一般社団法人松本労働基準協会並びに会員の皆様には、労働基準行政の推進に対しまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、松本労働基準監督署管内における昨年11月末現在の労働災害発生状況ですが、休業4日以上 の災害が353人となり、前年同期と比較して46人、15%増加しております。

そして、なんとしても防ぐべき死亡災害、実現可能な目標としてゼロを目指して取り組んでまいりましたが、残念ながら11月初旬、建設業において1名の方が亡くられる災害が発生しています。ひとたび死亡等重篤な災害が発生しますとその対応に困難が伴うことは間違いなく、また、このような悲しい出来事が繰り返されないよう、当署では第14次労働災害防止推進計画の統一スローガン「無事に帰すそして 無事に帰る」のもと各種取組を進めているところです。各職場におかれても、リスクアセスメントの実施等基本に立ち戻り、遵守すべき事項を守り・守らせる、対応の形骸化を防ぐ等、災害防止に向けた取組の総点検をお願いいたします。

この他、当署では、安全で健康に働くことができる環境づくりに向け、長時間労働による健康障害の防止、最低賃金の遵守を含む労働条件の確保・改善、労災保険給付の迅速・適正な処理等に取り組んでおりますが、監督指導結果からは、月80時間を超える違法な時間外・休日労働や労働時間が適正に把握されていない事案等が相当数認められ、また、脳・心臓疾患や精神障害にかかる労災請求、いわゆる過労死等労災請求の件数が高止まり傾向にあるなど、行政課題の解決には道半ばといった状況です。

長野労働局スローガン「安心して働ける信州のために」には、貴協会会員事業場をはじめ、管内のあらゆる職場、そこで働く皆様のご理解・ご協力が欠かせません。今年も引き続き、皆様方からのご意見・ご要望に真摯に耳を傾け、職員一丸となって行政を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

11/19 水**理事会・4部会（総務・安全・衛生・労務）合同会議・
合同情報交換会開催**

松本労働基準監督署西尾署長、前田副署長にご臨席をいただき、理事会、4部会合同会議及び合同情報交換会をホテルブエナビスタにて開催させていただきました。

部会員33名のご出席を賜りました。業務ご多忙の中、誠にありがとうございました。

理事会では、清水会長挨拶に続き、松本労働基準監督署西尾署長より、令和7年労働災害発生状況およびR7.10.29発「長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果を公表します」資料から長時間労働過重労働等の実態について説明をいただきました。

また、4部会合同部会議では、宇治副会長挨拶に続き、松本労働基準監督署前田副署長より、労働災害が増加している状況と、12月から始まる冬季労働災害防止運動の要綱について説明をいただきました。

1 理事会及び4部会合同会議議題

- ①令和7年度上半期協会事業実施報告及び講習会実施状況
- ②令和7年度上半期収支状況報告

2 合同情報交換会

総勢38名のご出席を賜りました。6月産業安全大会、9月労働衛生大会、年2回の安全衛生パトロール等では役員部会員の皆様に多大なるご協力いただき日頃の感謝を込めて開催させていただきました。

情報交換会では、スライドを使い「松本労働基準協会70周年記念パンフレット」作成の説明と裏話、恒例のじゃんけん大会を行いました。それぞれのテーブルでは、大会及び研修会等で顔を合わせている部会員なので、ざっくばらんに他事業所で行っている安全管理体制等の意見交換、各々の立場での困りごと相談ごと等を話されていたようです。

今後も協会員様、部会員様のお役に立てられる機会を計画させていただきますのでご参加をお願い申し上げます。

ご案内**R8.2.19 木 労務管理研修会開催****テーマ：(仮) 監督署職員から見た指導のポイント**

- ①鎌倉安全衛生課長（安全衛生編）
- ②深見第1方面主任監督官（労働基準編）



本研修会では、すぐに使える実践的な内容で研修をさせていただく予定です。会場はキッセイ文化ホール国際会議室となります。ご参加をお願いします。

（開催案内兼申込書を同封させていただいています。ふるってご参加をお願いします。）

松本労働基準監督署からのお願い

令和7年11月末現在の労働災害発生状況について

～対前年59人の大幅な増加！令和8年のスタートにあたり、総点検の実施を～

令和7年11月末現在の死傷者数は353人となっており、近年の同時期比較で最も多く、対前年46人増となったほか、近年の確定値で最も多い令和4年（336人）よりも多く発生しています。

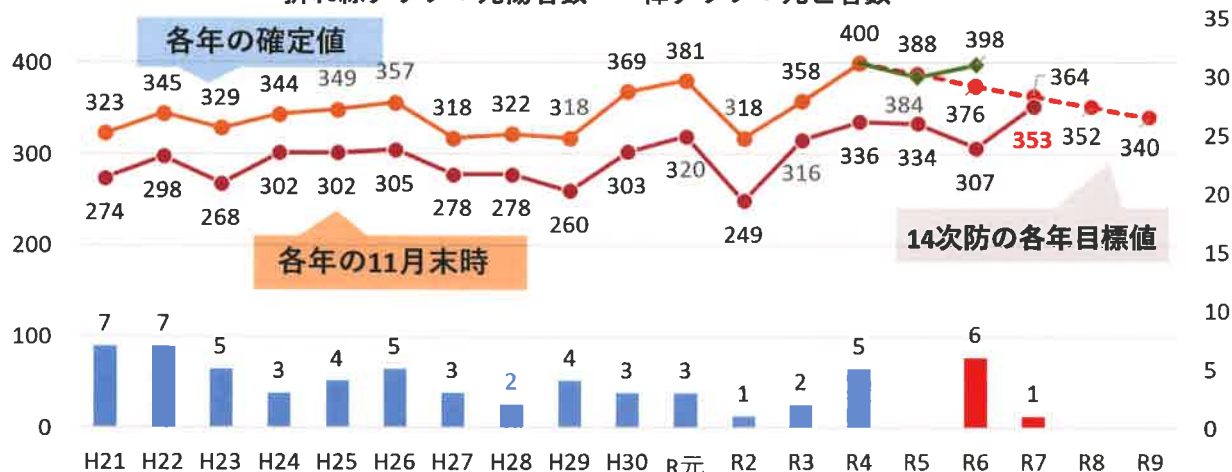
第14次労働災害防止推進計画の令和7年目標値の364人に迫る状況となっており、目標達成が困難なほか、400人を超える可能性もあります。

また、あつてはならない労働災害による死亡者も発生しており、新年（令和8年）のスタートにあたり、あらためて機械設備や作業場内、作業手順などの安全対策の状況について総点検を実施いただき、新年からの無災害職場を推進していただきますようお願いいたします。

折れ線グラフ：死傷者数

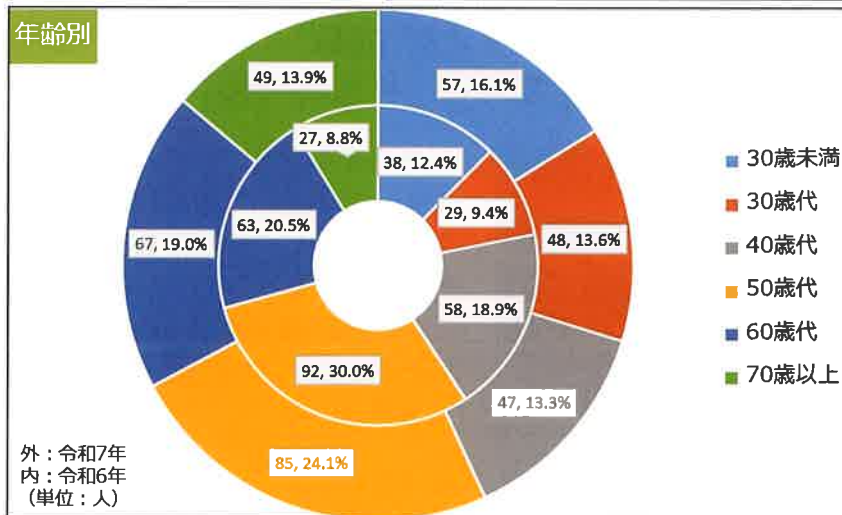
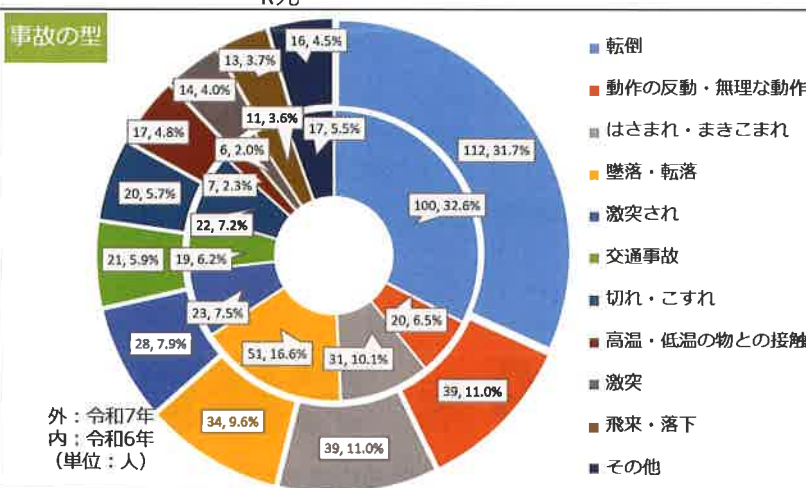
棒グラフ：死亡者数

(単位：人)



最も多い事故の型は「転倒」災害で約3割を占めており、前年同期比12人増。うち「滑り」によるものが37人、「つまずき」によるものが35人となっています。次いで、「動作の反動・無理な動作」39人（前年同期比19人増）、「はさまれ・巻き込まれ」39人（同8人増）、「墜落・転落」34人（同17人減）の順となっています。

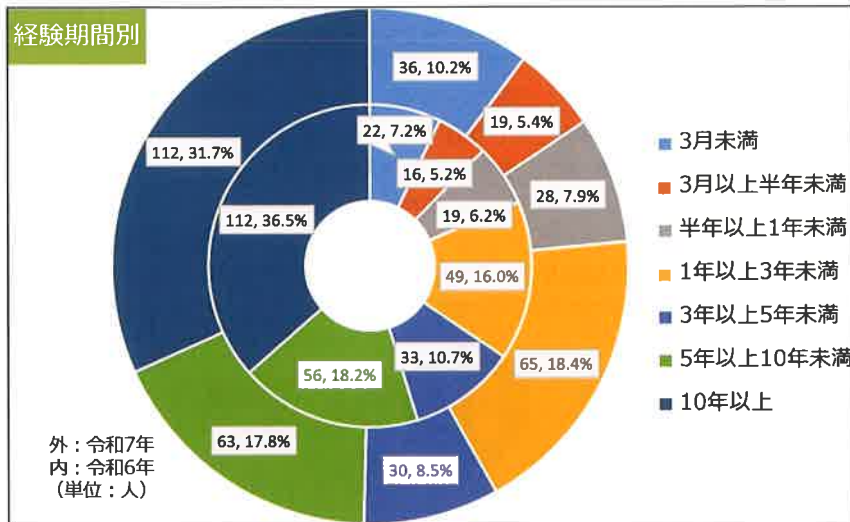
また、「高温・低温の物との接触」が17人（同10人増）となっており、このうち熱中症によるものは10人（同9人増）となっています。



「30歳未満」の死傷者数が57人と前年同期比で19人増加し、「30歳代」でも48人（同19人増）と若年層での労働災害の増加が目立っている。また、「60歳代」で67人（同4人増）、「70歳以上」で49人（同22人増）となっており、依然として高年層の労働災害の発生状況は増加傾向にあり、その年齢も以前よりも高齢化している状況が認められます。

高年齢労働者の安全衛生対策について | 厚生労働省





「3月未満」の死傷者数が前年同期比で14人増加しているほか、「3月以上半年未満」は3人増、「半年以上1年未満」は9人増、「1年以上3年未満」は16人増と経験の浅い層において労働災害が多発しています。

「未熟練労働者に対する安全衛生教育 マニュアル」

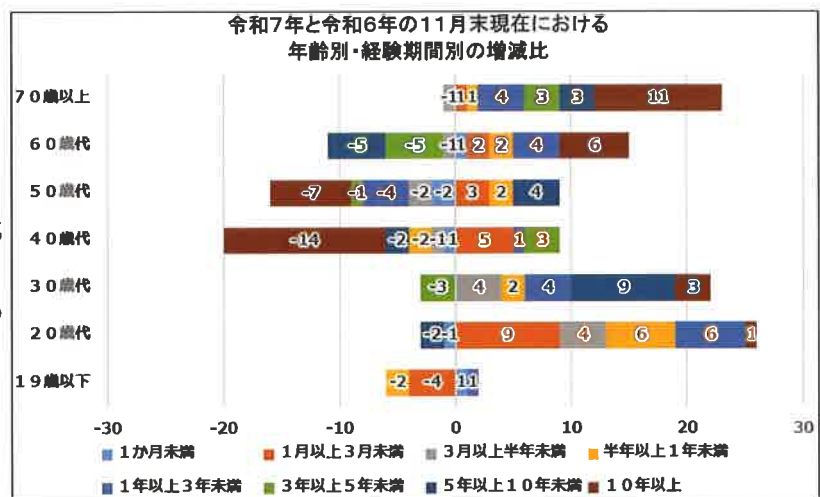
厚生労働省HPでは、労働者全体に比べ未熟練労働者による労働災害発生率が高い状況に鑑み、雇入れ時等の安全衛生教育に役立つよう作成されたマニュアルを公開しています。



「20歳代」では、「1年以上3月未満」の経験において対前年9人増、「3月以上半年未満」で4人増、「半年以上1年未満」で6人増、「1年以上3年未満」で6人増となっています。「30歳代」では、経験の浅い層でも増加が認められるが、「5年以上10年未満」で9人増、「10年以上」で3人増となっています。

「40歳代」では「10年以上」が14人減となったほか、「50歳代」でも「10年以上」が7人減少していますが、令和7年の「50歳代」の「10年以上」は40人とどの年代・経験期間の組み合わせの中でも最も多い状況にあります。

さらに、「60歳代」の「10年以上」で6人増、「70歳以上」の「10年以上」で11人増となっている状況から、年代や経験を踏まえたうえでの、教育・訓練の実施や作業手順の見直しなどが重要です。



上記に併せて...「令和7年度冬季労働災害防止運動」

実施期間：令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

に基づく各取組の実施をお願いします！

特に、降雪・積雪が多くなり、最高・最低気温が一段と下がるなどの状況を踏まえて、令和8年1月10日から令和8年2月10日までの期間を、「冬季転倒災害撲滅1か月チャレンジ」期間と位置づけ、重点的に冬季による転倒災害防止に取り組み冬季転倒災害撲滅を目指していただくこととしました。また、その前1か月間をアイドリング期間と位置づけ、転倒災害防止対策の準備と気象状況に応じた対策を実施いただくとともに、後1か月間をフォローアップ期間として位置づけ、チャレンジ期間中及び以降の気象状況を考慮したうえで継続的に転倒災害防止に取り組んでいただきたいと思います。

是非とも、「冬季転倒災害撲滅1か月チャレンジ」期間において全職場で冬季による転倒災害が発生せず、チャレンジが達成されますことを祈念いたします。



長野労働局HPの「冬季労働災害防止特設コーナー」内、《労働基準監督署からのお知らせ（冬季労働災害防止関連）》にリーフレット等を掲載しております。右上の二次元コードをご活用ください。

毎年2月は「化学物質管理強調月間」です。化学物質管理についてご確認を!!

第2回 化学物質管理強調月間

令和8年2月1日 ~ 2月28日まで

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方



詳細は、中央労働災害防止協会HPをご参照ください

改正労働安全衛生法説明会（個人事業者等の保護等関係）

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が第217回国会で成立し、令和7年5月14日に公布されました（令和7年法律第33号）。労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。この改正に関して、以下のとおり全国13都市で説明会が開催されます（オンライン併用）。

説明会では、行政職員による、個人事業者等に係る改正項目を中心に改正労働安全衛生法についての説明のほか、企業の安全衛生に関する課題や成功事例の共有を行う座談会を開催予定です。



個人事業者等の安全衛生対策について
厚生労働省

注文者による配慮

注文者が仕事を注文する際、作業期間、納期等、注文先の仕事の安全衛生を損なう条件とならないように配慮しなければならないという責務が、全ての注文者に適用されることを明確化。

全業種に

R7(2025).5.14施行

元方事業者等の措置

現在作業現場における元方事業者による統括的な安全衛生管理の対象が、自社及び関係請負人の労働者だけでなく個人事業者等を含む同一場所で働く全ての作業従事者に拡大。
このほか、設置した機械等を請負人に使用させる場合の規制や機械等の貸与、建築物の貸与などに関する規制についても、対象を個人事業者等や労働者以外の作業従事者に拡大。

対象拡大

R8(2026).4.1施行

業務上災害報告制度の創設

個人事業者等の業務上災害について、厚生労働省への報告制度を新設（原則、電子申請）

新設

R9(2027).1.1施行

個人事業者等自身による措置

労働者と同じ場所で作業する個人事業者等に以下を義務化。

- ・構造規格・安全装置を具備した機械の使用
- ・フォークリフトなどの機械の定期自主検査の実施
- ・アーク溶接など危険・有害業務に従事する際の安全衛生教育の受講

義務化

R9(2027).4.1施行

作業場所管理事業者による作業間の連絡調整等

作業場所を管理する事業者※1に対し、当該場所で危険・有害な業務※2等が行われる際に当該場所で作業を行う関係者間の連絡調整等の措置を義務化。

- ※1 仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの
- ※2 自社又は請負人に係る作業従事者による作業

義務化

R9(2027).4.1施行

参加登録はこちら



4、5の制度の詳細は今後、厚生労働省令にて規定

日 時	会 場	座談会テーマ
1月13日(火) 14:00～16:00	北海道道民活動センター かでの2・7	冬の職場をどう守る？雪・氷との付き合い方と安全対策
1月14日(水) 14:00～16:00	旭川市民文化会館	在宅ワーク疲れ“見えない過労”からどう守る？
1月16日(金) 14:00～16:00	仙台市戦災復興記念館	農業現場の安全をどう守るか
1月26日(月) 14:00～16:00	石川県地場産業振興センター	災害復旧の現場で安全をどう守るか？
1月27日(火) 14:00～16:00	東桜会館（愛知県）	あなたの職場にある危険！化学物質と機械の安全管理
1月29日(木) 14:00～16:00	コミ協ひがしなり区民センター（大阪府）	大阪の現場をもっと安全に！元請・下請ができること
1月30日(金) 14:00～16:00	神戸地方合同庁舎	安全を運ぶ時代へ。物流現場の安全最前線
2月2日(月) 14:00～16:00	広島合同庁舎	立場を越えてつながる造船現場の安全の輪をどう作る？
2月3日(火) 14:00～16:00	愛媛県県民文化会館	造船の現場を守る！安全第一のモノづくりとは？
2月5日(木) 14:00～16:00	福岡国際会議場	荷物だけじゃない、人の安全を運ぶ物流現場の実現
2月17日(火) 11:00～13:00	沖縄ラフ&ピース専門学校	観光を支える人を守る！沖縄の職場に必要な安全と健康管理
2月19日(木) 14:00～16:00	東京ウィメンズプラザ	在宅ワーク疲れ“見えない過労”からどう守る？

電離放射線障害防止規則等の改正について 安全対策の強化と特別教育の拡充

電離放射線障害
防止対策につい
て | 厚生労働省



厚生労働省は「労働安全衛生規則」（以下「安衛則」）、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「透過写真撮影業務特別教育規程」（以下「特別教育規程」）を改正し、令和7年10月29日（一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日）から順次施行します。主な改正内容は以下の通りです。※下線部は改正内容

電離則第17条第2項ないし第6項 **令和9年10月1日施行**

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置に関する措置

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大

工業用の特定エックス線装置（波高値による定格管電圧10kV以上の装置）すべてについて、自動警報装置の設置が義務化されます。

- 従来は管電圧150kV超の装置に自動警報装置の義務がありましたが、施行後は管電圧10kV以上の装置が設置義務の対象となります。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。また、自動警報装置を含む周知の措置は、関係者が確実に認識できる方法でなければなりません。

工業用等の特定エックス線装置の安全装置設置の義務化

工業用等の特定エックス線装置（主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置）について、インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連動の照射停止装置等のような、意図しない偶発的な被ばくを防ぐフルプルーフのための安全装置の設置が義務化されます。

- 当該「安全装置」については、安衛則第28条および第29条による、有効保持や無効化時の事業者の許可等の義務についても適用されます。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。
- 事業者は、工業用等の特定エックス線装置のフルプルーフのための安全装置を無効化したり取り外したりする場合には、その代替措置が必要です。

※ 今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用の特定エックス線装置のうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置、③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応ください（経過措置）。

医療用の特定エックス線装置に関する措置

電離則における「医療用」のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置を、電離則においても義務づけます。

- 合わせて、電離則における「医療用」の示す範囲を明確化しました（※公布日施行）。

電離則第47条、第52条の2 **令和8年4月1日施行** **令和9年10月1日施行**

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

自動警報装置の異常時の措置

作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

令和8年4月1日施行

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者は自動警報装置の異常時には、事業者によるその装置の使用を止めさせるなどの必要な措置をとらせてください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置

安全装置を無効化する際の代替措置の確認

令和9年10月1日施行

エックス線作業主任者は、エックス線装置の使用中にフルプルーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者による装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取らせてください。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認してください。

- 安全装置を無効化した際の代替措置または経過措置（上記「工業用等の特定エックス線装置の安全装置設置の義務化」欄の※参照）が確実に実施されていることを、事業者はエックス線作業主任者に確認させてください。

電離則第52条の5、特別教育規程 **令和8年4月1日施行**

特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置、ガンマ線照射装置を扱う業務全体に特別教育を実施

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に対象を拡大しました。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。
- 一方で、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務（※）については、特別教育の対象から除外しております。（※）いわゆるボックス型のエックス線装置等が該当します。

12/3(水) 令和7年度 年末年始安全衛生パトロールを実施しました



当協会の衛生部会と松本労働基準監督署の合同による年末年始安全衛生パトロールを令和7年度年末年始無災害運動実施期間中の12/3(水)に実施しました。

本年度は1事業所へ訪問させていただきました。結果報告会では、①作業通路がきちんと確保され、整理整頓はよくできている。②健康づくりチャレンジ宣言をされ社内の一体感を感じることができた。③月末の一日を安全日と設定し、全従業員による整理整頓を30分間恒常的に行っていた。④機械整備修理の際の体制が定められており、全員に周知されていた。⑤真摯に安全衛生に取り組んでいる様子が伝わった。等々の意見がありました。なお、工場内パトロール中にすれ違う社員から漏れなく挨拶をいただいたことに同行された松本労働基準監督署鎌倉安全衛生課長は「こんなことは初めてだ」と感動されていました。

今回のパトロール隊の中には、衛生部会ではないが、以前から他事業場の安全管理体制を直に見聞し所属事業場へフィードバックしたいとの希望がありパトロール隊に参加した事業場もあります。このような機会も今後取り入れていきたいと考えています。

年末のお忙しい中、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。なお、県内他協会のパトロール結果(令和7年度分)を含め、パトロール結果総括を別紙A4にて労基協だよりと共に同封いたしましたので社内にてご回覧をお願いいたします。

一般社団法人松本労働基準協会 設立70周年記念パンフレット発行について

このたび、当協会は設立70周年を迎えることができました。

これも一重に、会員事業場の皆様をはじめとする関係各位からのご支援、ご指導の賜物と改めて感謝申し上げます。

つきましては、当協会の70年にわたる歩みをパンフレットにまとめましたので、ご照覧ください。今後も引き続きお力添え賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。(12/1付全会員へ配布済)

抜粋

